

令和6年12月
筑西警察署

速度取締り指針

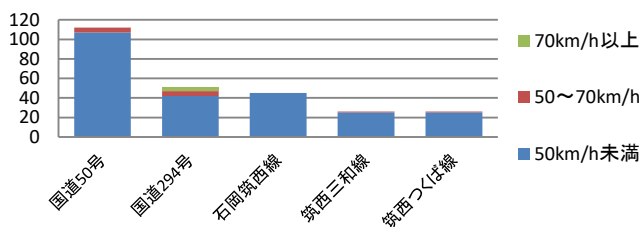
筑西警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道50号 及び 国道294号	7:00～9:00 16:00～18:00	小林地区 及び 折本地区	60km/h (法定速度)

★ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

筑西警察署管内における交通事故実態

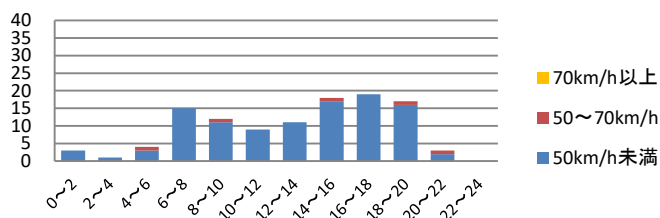
主な路線別・危険認知速度別
人身事故発生状況(過去3年)



▼主な幹線道路別に過去3年間の事故発生状況を比較すると国道50号で事故が多発傾向にあります。
▼危険認知速度別に見ると国道294号において50km/h以上の高速度での事故が多く発生しています。

※危険認知速度とは、自動車(原動機付自転車以上)の運転者が相手車両、人、物件等を認め、危険を認知した時点の速度をいいます。

筑西警察署管内国道50号における時間帯別
危険認知速度別人身交通事故発生状況(過去3年間)



▼過去3年間の時間帯別人身事故発生状況を比較すると、14時～20時が多く、帰宅時間帯をピークとして人身事故が多く発生しています。

～ 令和6年6月1日から令和6年11月末まで ～

- 交通死亡事故の発生はありません。
- 当署管内発生的人身交通事故の特徴として、日中の時間帯に時速50km/h未満の速度域で、追突事故や出会い頭衝突が多発しています。

その他の交通指導取締り要点

管内では可搬式速度違反自動取締装置の運用による速度違反取締りの推進と、飲酒運転、横断歩行者等妨害等違反などの交通違反の取締りを強化します。